

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和3年2月16日（火）

担当課：環境農政部 みどり公園課、施設課

件 名：大和市柳橋ふれあいプラザ条例及び大和市都市公園条例の一部改正について

提出理由：大和市柳橋ふれあいプラザ条例及び大和市都市公園条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・柳橋ふれあいプラザ（以下、「ふれあいプラザ」という。）は「大和市柳橋ふれあいプラザ条例」に、引地台温水プール（以下、「プール」という。）は「大和市都市公園条例」に、それぞれ位置付けている公の施設である。
- ・両施設は、令和2年3月から6月末まで、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、臨時休館した。
- ・ふれあいプラザについては、囲碁・将棋やカラオケ等のサービスを制限するなど、感染症対策を講じたうえで、7月1日に集会室や会議室など大部分の施設の供用を再開した。しかしながら、浴室は、高齢の方の利用が多いことのほか、利用時にマスクの着用が困難であり感染リスクが高いことなどから、令和3年3月31日まで供用を停止することとした。
- ・また、プールについては、入場人数を通常の1割程度まで大幅に制限するなどの感染対策を講じることで、7月1日から施設の供用を再開している。
- ・新型コロナウイルス感染症については、令和3年1月に2度目の緊急事態宣言が行われ、さらに、実施期間は当初予定の2月7日から、3月7日へ延長されており、今後の感染状況を見通すことは難しい。

2. ふれあいプラザの浴室及びプールの運営について

- ・公共施設では、原則、マスクの着用をお願いするほか、手指の消毒を実施するなど、市民が安全に利用できる環境を整えているが、両施設については、その利用形態上、マスクの着用が難しく、他施設に比べ感染リスクが高い。

- ・さらに、ふれあいプラザについては、一度施設を停止すると、再開時に、通常には実施しない特別な消毒作業を行う必要があるなど、こまめに施設の供用開始・停止の切り替えを行うことに課題がある。
- ・また、プールについては、施設の運転を再開するために、約3週間の準備期間を要するほか、利用者への周知等の課題もあることから、こまめに施設の供用開始・停止を切り替えることが難しい。
- ・このように両施設は、他施設と比較して感染リスクが高いうえに、感染の状況に応じて柔軟に運営を行うことが困難である。
- ・こうした状況を勘案し、両施設については、新型コロナウイルス感染症への対策のため、令和3年度の1年間、臨時的に供用を停止することが合理的である。

3. 条例改正について

- ・今回は、新型コロナウイルス感染症への対策のための臨時的な措置であるものの、1年間の長期にわたり供用を停止することに鑑み、両施設の設置を位置付けている条例の改正を行う。
- ・具体的には、両施設に関連する条例の附則に、1年間（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）供用を停止する旨を追加する。

4. その他

- ・令和4年度以降の対応については、新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえて改めて検討する。

経 過

- R2. 3 ふれあいプラザ及びプールを臨時休館
R2. 7 ふれあいプラザの大部分の施設及びプールの供用を再開

今後の予定

- R3. 2 議案提出
R3. 4 条例施行